前	管部課	市民環境部	産業振興課			大村 西	1 0 / 1 2 0 1
NI E HANK							冬切について
件 名		果人们们分为	見模企業近代化資				<u> </u>
				<u>></u>	分〇	1審議事項	2報告事項
関	条例						
係事	規則						
項	部課 機関						
 1. 要 旨 令和6年9月2日付で、産業競争力強化法の一部を改正する法律が施行された。 このことに伴い、創業者の定義に係る条項番号にずれが発生したため、当該条例でこれを引用する条項番号について修正を行うものである。 (1) 主な改正点 第2条第3号イ中「第2条第29項第1号」を「第2条第31項第1号」に改める。 							
(2) 施行日 公布の日から施行する。							
	令和6年		までの経過) 産業競争力強化 総務課において		改正する	5法律の施行	
3.	留意事	頁(問題点等)					
4. 主管部処理案(検討結果等) 令和6年東大和市議会第4回定例会に議案として提出したい。							
5.	審議結	果					

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。